

1. 令第16条第1項により報告対象として指定される建築物 * 1

	対 象 用 途	規 模 等
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(2)	○観覧場(屋外観覧場は除く。) ○公会堂 ○集会場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(3)	○病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ○旅館、ホテル ○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの * 2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所 * 3	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 * 4 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
(4) * 5	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボート場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
(5)	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合

* 1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

* 2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

* 3 利用者の就寝の用に供するものに限る。

* 4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

* 5 学校に附属するものを除く。

2. 令第16条第3項第2号により報告対象として指定される防火設備

- ① 1. に該当する建築物に設けられる防火設備
- ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備
 - ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
 - ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)
 - ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)
 - ・就寝用途の児童福祉施設等

* 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。